



職員が勤務時にノーネクタイ・ノージャケット等の 働きやすい服装を選択できる取組を試行します

県職員の軽装勤務については、サマーエコスタイルキャンペーンの実施期間（5月1日～10月31日）に合わせて実施してきたところですが、この度、県の組織風土改革である「かえるプロジェクト」での検討を踏まえ、下記のとおり一部の部局において試行します。

1 目的

職員個人が快適で働きやすいと感じる服装で勤務できるようにすることで、職員が働きやすい職場環境をつくり、県民サービスの向上を図る。

2 試行期間

令和6年11月8日(金)から当面の間(予定)

3 対象所属

総務部各課及び県税事務所(地域事務所含む)、東京事務所

※対象所属においては、試行している旨掲示します。

4 実施内容

(1) TPO に応じて、県民に不快感を与えないような身だしなみとする前提で、ノーネクタイ・ノージャケット等のいわゆる軽装での勤務を選択可能とする。

<軽装勤務の例>

フリース、セーター、カーディガン、タートルネック、ポロシャツ、チノパン等

(2) 外部参加者が多数見込まれる行事や式典等においては、上着やネクタイを着用するなど、TPO に合わせ、相手方に不快感を与えない服装とするよう十分配慮するものとする。

(3) 今回の取組と合わせ、来庁者等へのアンケートを実施予定です。

(問合せ先)

担当 人事課総務係 三枝、妻
電話 026-235-7137 (直通)
E-mail jinji@pref.nagano.lg.jp

(問合せ先)

担当 コンプライアンス・行政経営課
石澤、高橋、井出、滝澤、庄村
電話 026-235-7029 (直通)
E-mail comp-gyosei@pref.nagano.lg.jp